

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
指摘事項に対する回答整理表

No.	指摘日	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
1	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	—	所内常設直流電源設備(3系統目)の容量に関しては、本年3月に基盤課から発出された解釈の文書を踏まえ、事業者としてどのような整理を行ったか説明すること。	基盤課から回答を頂いた解釈の文書に沿って、直流駆動低圧注水系を所内常設直流電源設備(3系統目)の負荷として見込まない考え方について整理した。	O2DS-1-1:21, 22 O2DS-2-2:57-7-1		
2	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	—	固化方式の変更等、今回の廃棄物処理の関係で既許可の変更範囲と変更理由及び変更事案毎に適合性を確認する条文について整理したうえで説明すること。 整理においては、先行事案の確認も行うこと。	先行事案である「東海第二発電所の圧縮減容装置の設置」の基準適合性の確認を参考に、適合性を確認する条文、本文及び添付書類の変更の有無について整理した。	O2DS-1-1:26, 34~39 O2DS-4-2:添付1		
3	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	3	直流駆動低圧注水系の供給元について明確化すること。	250V直流主母線盤に接続されているSA設備が、直流駆動低圧注水ポンプである旨の注釈を追記した。	O2DS-1-1:3		
4	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	7	先行プラントと同様に既許可の火災対策方針との相違について比較表で示すこと。	先行プラントと同様に既許可の火災対策方針との相違について比較表で示した。	O2DS-1-1:7,8		
5	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	8	先行プラントと同様に「特に高い信頼性を有する直流電源設備を設置するため、安全重要度分類クラス1相当で設計する」ことについて記載を整理すること。	所内常設直流電源設備(3系統目)は、特に高い信頼性を有する直流電源設備とするため、安全機能の重要度分類クラス1相当の設計とする旨追記した。	O2DS-1-1:9 O2DS-2-2:57-2-3		

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
指摘事項に対する回答整理表

No.	指摘日	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
6	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	8	【SA2系統目】の対象設備として充電器を含めている理由について説明すること。	【SA2系統目】の対象設備として充電器を含めている理由について、注釈で補足説明を加えた。	O2DS-1-1:9 O2DS-2-2:57-2-3		
7	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	8	第41条火災の対応として影響軽減対策があるが、これはDB(第8条)の要求である。基準適合の説明として整合していないため、先行プラントの整理を参考に適正化を図ること。	表1-2について、先行プラントの整理を参考に縦軸の条文の記載を削除した。	O2DS-1-1:9 O2DS-2-2:57-2-3		
8	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	8	表1-2について、横軸に設計基準対処施設と重大事故等対処施設が記載されているが、縦軸は重大事故等対処施設の条文のみ記載されているため、先行プラントと同様に縦軸の条文を削除すること。	表1-2について、先行プラントの整理を参考に縦軸の条文の記載を削除した。	O2DS-1-1:9 O2DS-2-2:57-2-3		
9	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	10	各階における変更前後の機器の配置について比較図等による分かりやすい説明を行うこと。	各階における変更前後の機器の配置について比較図を追加した。	O2DS-1-1:11,45~48		
10	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	12	電源容量設定の考え方及び算出根拠について説明すること。	第3直流電源設備用125V代替蓄電池は125V代替蓄電池と同容量である旨記載するとともに、算出根拠の詳細として負荷曲線を用いた説明を追記するなど記載を適正化した。	O2DS-1-1:13,14 O2DS-2-2:57-6-2~ 57-6-6		

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
指摘事項に対する回答整理表

No.	指摘日	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
11	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	12	負荷切り離し作業について、手順上は15分となっているが、作業時間30分を想定した負荷の積み上げ根拠について説明すること。	容量計算では480分に30分の裕度を考慮し510分給電を継続するものとしており、実運用では8時間以内に負荷切離し作業時間(15分)を実施する旨明確化した。	O2DS-1-1:13,14 O2DS-2-2:57-6-2, 57-6-6		
12	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	22	固化材の変更だけではなく、処理方法の変更についても明確化すること。	今回の申請範囲を以下の3項目に分類し明確化した。 ①2号炉設置の固化装置について、固化材をプラスチックからセメントに変更 ②固化装置について、1号炉との共用を取り止め ③浄化系沈降分離槽から固化装置への処理プロセスを削除	O2DS-1-1:24		
13	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	25	第27条二項が要求事項として示されているが、今回の変更申請範囲として確認する必要があるか再整理すること。	第27条解釈で、「液体状の放射性廃棄物」とは、液体状の放射性廃棄物及び液体にスラッジ等の固体が混入している状態のものをいう。」とされている。固化装置では、濃縮廃液等(「液体にスラッジ等の固体が混入している状態のもの」)を取り扱うため、対象条文として整理した。	O2DS-1-1:38 O2DS-4-2:添付1-10, 添付1-24, 添付1-38		
14	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	25	第28条の設計方針として、貯蔵槽類、固体廃棄物貯蔵所、雑固体廃棄物保管室の設置について記載されているが、確認対象が整理すること。	第28条の設計方針を整理し、貯蔵槽類、固体廃棄物貯蔵所、雑固体廃棄物保管室の設置について、本申請における対象範囲であるか否かを明確化した。	O2DS-1-1:39 O2DS-4-2:添付1-11, 添付1-24~添付1-25, 添付1-38		
15	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	27	変更後のセメント固化装置の系統図に浄化系沈降分離槽の扱いの変更内容を示し説明すること。この際に変更範囲(赤枠)についても適切な範囲を示すこと。	変更後のセメント固化装置の系統図に、1号炉との共用取り止め及び浄化系沈降分離槽の処理プロセス削除を反映し、変更範囲を見直した。	O2DS-1-1:25		

女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)
指摘事項に対する回答整理表

No.	指摘日	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
16	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	27,28	浄化系沈降分離槽について、固化装置による処理を 削除することは既許可の変更にあたるため、変更され る範囲を明確にしたうえで、27条、28条の適合として 確認する範囲を整理して説明すること。	浄化系沈降分離槽の固化処理プロセス削除につい て、第27条と第28条への適合性について再整理した。	O2DS-1-1:38, 39 O2DS-4-2:添付1-10 ~添付1-11, 添付1-24 ~添付1-25, 添付1-37 ~添付1-38		
17	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	27,28	今回の申請の内容は、固化方式の変更の他、浄化系 沈降分離槽の処理プロセスの変更等も含まれるが、 変更理由としてそれらが明示されていないため、変更 理由の適切性について説明すること。	今回の申請範囲を以下の3項目に分類し明確化し た。 ①2号炉設置の固化装置について、固化材をプラス チックからセメントに変更 ②固化装置について、1号炉との共用を取り止め ③浄化系沈降分離槽から固化装置への処理プロセス を削除	O2DS-1-1:24		
18	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	28	1号炉との共用取り止めにあたりどのような手続きが 必要か説明すること。	1号炉廃止措置計画認可申請書の「本文第4-2 表 廃止措置対象施設」、「本文第10-3 図 解体工事準 備期間の放射性固体廃棄物の処理フロー」などに、プ ラスチック固化装置の記載がある。 今回の変更に伴い共用を取り止めるため、当該記載 を削除する必要があることから、原子炉等規制法第 十二条の六第三項に基づき、1号炉廃止措置計画認 可申請書の変更手続きを行う。	-		
19	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	28,29	1号炉との共用の取り止めとあるが、そもそも1号炉と 2号炉にどのような廃棄物処理設備があり、どのよう な処理運用を行っていて、今回の変更申請でどのよう に見直すのか説明すること。	1号炉と2号炉の廃棄物処理設備と今回の変更内容 について説明する資料を追加した。	O2DS-1-1:40		
20	2023/7/25	O2DS-1-1	女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請 の概要について	29	各廃棄物の発生源(どこでどのように発生するか) 及び廃棄物発生量に対して、今回設置するセメント固 化装置の仕様を示し処理可能であることを説明するこ と。	各廃棄物の発生源及び廃棄物発生量に対して処 理可能であることを説明する資料を追加した。	O2DS-1-1:40, 41		